

いしのみまき

12

DEC.2011

平成23年12月号 No88
(12月1日発行)



シリーズ“いしびよん”

未来へ輝け！復興を誓う 「雄勝中学校 雄勝復興輪太鼓」

主な内容

- 復興情報 震災関係の申請手続きはお済みですか…………… P 2～
- まちの話題 安来節仮設住宅慰問公演／第13回股旅演芸東北大会…………… P 6～
- 行政情報 市職員の人事行政運営／児童扶養手当等…………… P 8～
- お知らせ・相談あんない 移動図書館車による貸出業務／各種相談…………… P 14～
- みんなの広場 にぎやか家族／おたより紹介／表紙から…………… P 18～
- 子育て支援コーナー 各子育て支援センターから…………… P 20～
- 健康コーナー 各種健診／休日当番医／石巻市夜間急患センター診療開始… P 21～



石巻市イメージキャラクター

震災関係の申請手続きはお済みですか？

国・県・市では、被災された方への生活を支援する制度があります。もう一度、各種制度の内容を確認していただき、まだ手続きがお済みでない方は、お早めに手続きを行ってください。

生活再建支援金

- ◆対象 石巻市に居住の世帯で、震災により (1)住宅が全壊した世帯 (2)住宅が大規模半壊した世帯 (3)住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ◆支給額 支給額は、住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金の合計額になります。(※世帯人数が1人の場合は、各該当する金額の3/4の額)
 - ◇基礎支援金～住宅の被害程度に応じて支給する支援金～ 注：()は単身世帯支給額
全壊100万円(75万円) 解体100万円(75万円) 大規模半壊 50万円(37.5万円)
 - ◇加算支援金～住宅の再建方法に応じて支給する支援金～ 注：()は単身世帯支給額
建設・購入200万円(150万円) 補修100万円(75万円) 賃借(公営住宅以外)50万円(37.5万円)
- ◆必要書類等
 - ◇基礎支援金 ①被災者生活再建支援金支給申請書 ②災証明書 ③預金通帳の写し(※申請者(世帯主)の名義、銀行名、支店名、預金種目、口座番号の記載があるもの)
④半壊または大規模半壊のり災証明を受け、住宅を解体した場合は「滅失登記簿謄本」
⑤敷地被害により住宅を解体した場合は、敷地被害を証明する書類(敷地修復工事の契約書の写し等)
※石巻市内に住民登録のない方は、住民票または外国人登録済証明書が必要です。
 - ◇加算支援金 住宅を建設、購入、賃借および補修するときの契約書等の写し
- ◆申請期限
 - ◇基礎支援金 平成24年4月10日まで(災害のあった日から13カ月の間)
 - ◇加算支援金 平成26年4月10日まで(災害のあった日から37カ月の間)

注意

- ・自己所有の住宅に限らず、借家やアパート等の賃貸住宅に居住の場合も対象となります。(住宅の所有者が実際に居住していない場合は対象外)
- ・単身世帯の方が支給を受ける前(申請後含む)に亡くなられた場合は、支給されません。(支援金は相続の対象外)

申・問 生活再建支援室(内線3957)

災害援護資金貸付

震災により、世帯主の方が負傷した世帯や住居・家財に損害を受けた世帯の生活の立て直しのための資金を貸付けします。

- ◆対象世帯 被災当時、石巻市内に住所を有していた世帯
世帯主が1カ月以上の負傷を負った世帯または家財等に大きな被害があった世帯
※世帯の人数により所得制限があります。(平成21年分の所得額により判定)
- ◆貸付限度額 負傷の程度、損害の種類・程度により150万円～350万円までの間で設定されています。
- ◆貸付条件
 - 利率 ①連帯保証人ありの場合 無利子 ②連帯保証人なしの場合 年1.5%
 - 償還期間 13年(措置期間を含む)
 - 措置期間 6年(世帯主の死亡や住居が全壊など特別の事情がある場合は8年)
 - 償還方法 年賦(元利均等償還・繰上償還可)
- ◆連帯保証人の要件 ①連帯して債務を負担する能力のある方 ②石巻市内に居住している方(石巻市内に連帯保証人となる方がいない場合は、他の市町村に居住している方も可) ③借入申込人と同一世帯、同一生計でない方 ④連帯保証人となる方が災害援護資金の借り受けをしていないこと ⑤連帯保証人となる方が他の方の災害援護資金借入の際の保証人となっていないこと
- ◆必要書類等 ①災害援護資金借入申込書(申込書は生活再建支援室・各総合支所・各支所にあります) ②平成22年度所得証明(平成21年分・申込人は世帯全員、保証人は本人分) ※平成22年1月1日現在、石巻市以外に住所のある方は前住所地で取得してください。 ③災証明書(住宅に被害がない場合は被災証明書) ④住民票謄本(世帯全員分) ⑤診断書(世帯主に1カ月以上の負傷があった場合) ⑥身分証明書(運転免許証・健康保険証等) ⑦印鑑

申・問 生活再建支援室(内線3954・3952)

○ 災害弔慰金

震災で死亡された方のご遺族に対して、石巻市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害弔慰金を支給します。

◆**対象世帯** 震災により死亡した者(行方不明者を含む)で、被害を受けた当時、石巻市に住所を有していた方のご遺族

◆**遺族の範囲・順位**

支給順位	支給対象となる遺族		支給順位	支給対象となる遺族		支給順位	支給対象となる遺族	
1	死亡された方によって主として生計を維持されていた遺族	配偶者	6	左記以外の遺族	配偶者	11	死亡された方の死亡当時 <u>その方</u> と同居し、 <u>または生計を同じくしていた遺族</u>	兄弟姉妹
2		子	7		子			
3		父母	8		父母			
4		孫	9		孫			
5		祖父母	10		祖父母			

※行方不明の場合は、災害のやんだ(治まった)後3カ月を経過してから手続きができます。

※兄弟姉妹については、死亡された方の死亡当時、死亡された方に配偶者、子、父母、孫または祖父母のいずれの方もいない場合であって、その方と同居し、または生計を同じくしていた方に限ります。

◆**支給額** 弔慰金の額は、死亡者のその世帯における生計維持の状況により次のとおりとなります。

生計を主としていた場合 500万円 その他の場合 250万円

※「生計を主として維持していた場合」とは、次のいずれにも該当する場合です。

- ・死亡者が受給遺族の主たる扶養者であったとみられる場合
- ・受給遺族に収入が無い場合または受給遺族の所得が所得税法に規定する総所得金額で38万円(給与収入のみの場合は103万円)以下の場合

◆**支給制限** 当該死亡に関し、その方が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で厚生労働大臣が定めるものが支給される場合、災害弔慰金は支給されません。(警察表彰規則や消防表彰規定に掲げる規則等に基づき支給される賞じゅつ金等)

◆**必要書類等**

- ①災害弔慰金支給調査票(各受付窓口で配付) ②死亡診断書(検案書)等の写し(行方不明者の場合は、申立書を提出願います) ③支給対象者の身分証明書の写し(運転免許証、健康保険証、年金証書等) ④戸籍謄本(支給対象者と死亡した方との関係が分かる戸籍謄本) ⑤振込口座の通帳の写し(口座名義、銀行名、支店名、預金種目、口座番号の記載があるもの)

※兄弟姉妹の場合の追加書類 ①同居していた場合は住民票謄本および除票 ②生計を同じくしていた場合は、生計同一を証明できるもの(扶養関係がわかる源泉徴収票等)

☎・問 生活再建支援室(内線3954)

○ 災害障害見舞金

震災により、負傷または疾病で精神または身体に著しい障害を受けた場合、災害障害見舞金を支給します。

◆**対象** 被災当時、石巻市内に住所を有し、震災により下記に掲げる障害を受けた方

- ①両目が失明した方 ②咀嚼および言語の機能を廃した方 ③神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要する方 ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する方 ⑤両上肢のひじ関節以上で失った方 ⑥両上肢の用を全廃した方 ⑦両下肢をひざ関節以上で失った方 ⑧両下肢の用を全廃した方 ⑨精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前①～⑧号と同程度以上と認められる方 ※以上の障害程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に規定する1級の障害に準拠したものです。

◆**見舞金の内容** 生計維持者が重度の障害を受けた場合 250万円

その他の方が重度の障害を受けた場合 125万円

◆**必要書類等**

- ①災害障害見舞金支給調査票 ②診断書(指定様式・指定医の記入が必要 ※指定医についてはお問い合わせください)③振込口座の通帳の写し(口座名義、銀行名、預金種目、口座番号の記載があるもの)

※被災の状況により、その他の書類の提出をお願いする場合があります。

◆**支給制限** 当該障害に関し、その方が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で厚生労働大臣が定めるものが支給される場合、災害障害見舞金は支給されません。

(警察表彰規則や消防表彰規定に掲げる規則の等に基づき支給される賞じゅつ金等)

☎・問 生活再建支援室(内線3952)

災害義援金

震災で被災された皆さまに対する義援金について、国、宮城県および石巻市に寄せられた義援金を配分します。

配 分	対象者(対象世帯)	必要書類等
人的被害	①死亡者・行方不明者の遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母の範囲） ②上記①の者がいない場合は法定相続人 ③上記①～②に該当する者がいない場合は葬祭を執り行った親族 ※②、③は申請が必要 ※災害障害見舞金対象者の申請は不要	①死亡診断書(検案書)等の写し ②戸籍謄本(死亡者との関係がわかるもの) ③死亡者・行方不明者の法定相続人がなく、親族が葬祭を執り行った場合はその領収書等 ④支給対象者の通帳の写し(金融機関名、支店名、預金種別、名義人、口座番号のわかるもの)
住家被害	①住家の世帯主 ②世帯員全員が死亡している場合は、その遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母の範囲） ③上記①～③に該当する者がいない場合は世帯主の法定相続人 ④上記①～③に該当する者がいない場合は、世帯主の葬祭を執り行った親族 ※②、③、④は申請が必要	り災証明で半壊の判定を受けた方は ①り災証明書 ②支給対象者の通帳の写し(金融機関名、支店名、預金種別、名義人、口座番号のわかるもの) ※遺族が請求する場合は上記の他に『人的被害』と同様の書類も添付してください。 ※全壊、大規模半壊の判定を受けた方は『被災者生活再建支援制度』の手続きをお願いします。
震災孤児	①震災により父母の両方が死亡した児童 ②父母の一方がいなかった児童で、震災により父または母が死亡した児童 ※申請が必要 ※児童とは、平成4年4月2日から平成23年3月11日までに生まれた方	①死亡診断書(検案書)等の写し ②戸籍謄本(親と子の関係がわかるもの) ③支給対象者の通帳の写し(金融機関名、支店名、預金種別、名義人、口座番号のわかるもの) ④親戚など保護者等がいる場合はそれを証明するもの(未成年後見人の審判書等)
母子・父子世帯	配偶者のない女子(または男子)が児童を扶養している次の世帯 ①震災により半壊以上の住家被害を受けた震災時に母子(または父子)世帯であったもの ②震災に起因する理由により配偶者が死亡し、母子(または父子)世帯となったもの ※申請が必要 ※児童とは、平成4年4月2日から平成23年3月11日までに生まれた方	①り災証明書 ②戸籍謄本(親と子の関係がわかるもの) ③支給対象者の通帳の写し(金融機関名、支店名、預金種別、名義人、口座番号のわかるもの) 配偶者が死亡した方は、④死亡診断書(検案書)等の写し
高齢者・障害者施設入所者	震災により大規模半壊以上の被害を受けた高齢者および障害者施設に入所していた方(震災による死亡・行方不明者を除く) ※申請が必要	①り災証明書(入所施設のもの) ②施設に入所していた事実が確認できる書類 ③支給対象者の通帳の写し(金融機関名、支店名、預金種別、名義人、口座番号のわかるもの)

※人的被害について「災害弔慰金」の手続きをされた方、また住家被害について「被災者生活再建支援制度」の手続きをされた方はその情報をもって義援金の支給申請としますので申請は不要です。

義援金配分の対象者・支給額

区 分	国			宮城県			石巻市	計	
	第1次	第2次	計	第1次	第2次	計	第1次		
人的被害 (1人当たり)	死亡者・行方不明者	35	50	85	15	—	15	1.5	101.5
	災害障害見舞金対象者	—	—	—	10	—	10	1	11
住家被害 (1戸当たり)	全壊	35	50	85	10	5	15	1	101
	大規模半壊	18	47	65	7	3	10	1	76
	半壊(大規模半壊除く)	18	27	45	2	3	5	1	51
震災孤児(1人当たり)	—	—	—	50	—	50	5	55	
母子・父子世帯(1世帯当たり)	—	—	—	—	20	20	—	20	
高齢者・障害者施設入所者等(1人当たり)	—	—	—	—	10	10	—	10	

※10月末現在で石巻市に寄せられている義援金の受付金額は、8億9千622万円となっており、これまで被災された方々に配分した金額は、3億5千977万円です。残額については、今後の県の配分に合わせて配分する予定です。

☎ 生活再建支援室(内線3956)

家 災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」の申込受付 申込受付期限 平成24年1月31日(火)

「住宅の応急修理制度」の申込受付を終了しますので、希望される方は、お早めに申し込みしてください。

- ◆支援内容 災害救助法の規定に基づき、震災で被災した住宅を石巻市が業者に依頼して、一定の範囲内で応急処理を行います。
- ◆申込対象者 次の全ての要件を満たす方(世帯)
 - (1)半壊、半焼、大規模半壊または全壊の被害を受け、応急修理を行うことにより、居住することが可能なこと(り災証明書が必要)
 - (2)応急修理を行うことによって、(避難所等への)避難を要しなくなると見込まれること
 - (3)応急仮設住宅(民間賃貸住宅を含む)を利用しないこと
- ◆限度額等
 - (1)一世帯当たりの限度額は52万円です。
 - (2)同一世帯(1戸)に2つ以上の世帯が居住している場合でも、(1)の一世帯当たりの限度額となります。
- ◆提出書類 ①住宅の応急修理申込書(認印が必要) ②り災証明書 ③要援護世帯で申請する場合、要援護世帯であることが確認できる証明書類 ④借家の場合、住宅所有者の同意書
- ◆受付場所 新規で申し込みされる方 市役所3階 多目的ホール
- ◆その他
 - ・この制度を受けるには、応急修理の範囲や所得制限などの要件があります。
 - ・住宅の応急修理に係る「工事完了報告書」および「支払請求書」については、平成24年3月末日までに提出いただきますようご協力をお願いします。

申・問 建築指導課(内線5672)

保 震災に伴う国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免

震災により被災された世帯で、次のいずれかに該当する場合は、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免を申請することができます。

- ◆減免理由
 - ・主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病、障害者、行方不明となった場合
 - ・主たる生計維持者の収入が減少した場合(所得制限あり)
 - ・住居が全壊、大規模半壊または半壊した場合

※り災判定が変動した方、世帯主変更、世帯分離等の異動があった方は申請が必要となります。

※収入減少の要件について、保険金等を受領していた場合は収入に含めていましたが、取扱要件が変更となり収入を補償する保険以外は収入に含めないことになりました。(例：アパート等の地震保険、漁船等の損害保険などの事業用資産に対する保険)このため、保険金受領により申請していない方は減免申請をお願いします。

申・問 保険年金課(内線2337・2338・2339・2342)・各総合支所市民生活課

保 震災に伴う65歳以上の介護保険料減免

震災により被災された方で、次のいずれかに該当する場合は、介護保険料の減免を申請することができます。

- ◆減免理由
 - ・主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病、障害者、行方不明となった場合
 - ・主たる生計維持者の収入が減少した場合(所得制限あり)
 - ・住居が全壊、大規模半壊または半壊した場合

※り災判定が変動した方は申請が必要となります。

- ◆必要書類等 被保険者の印鑑、各証明書類の写し(申請書は介護保険課、各総合支所、各支所にあります)

申・問 介護保険課(内線2443・2444・2445)・各総合支所保健福祉課・各支所

保 国民年金保険料の免除

震災により住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方等は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が全額免除になります。り災・被災証明書、印鑑、年金手帳等をご持参ください。

口座振替を利用されている方は振替停止手続きも必要ですので、通帳と印鑑をご持参ください。

ただし、免除を受けた期間分について将来受け取る年金額が減額されます。

詳しくは、お問い合わせください。

申・問 石巻年金事務所 ☎22-5117
市保険年金課(内線2353)

日本財団 緊急支援 遺族・親族への弔慰金、見舞金の支給

日本財団では、4月および5月に東日本大震災の死者・行方不明者のご遺族・ご親族に弔慰金および見舞金をお贈りしていますが、まだ支給を受けていない方は郵送で手続きができますので、手続方法について電話にて問い合わせ願います。

◆支給対象者

原則、今回の震災で死亡、あるいは行方不明となられた方の配偶者、もしくは1親等(父母と子)の代表者

◆支給額 死者、行方不明者1人当たり 5万円

申・問 日本財団災害支援センター ☎0120-65-6519
※IP電話については、050番号など一部つながらないものがあります。